

五條市立 西吉野コミュニティセンター使用料

施設使用料

(単位：円)

区分		午前 9:00~ 12:00	午後 13:00~ 16:00	夜間 17:00~ 22:00	午前・午 後 9:00~ 16:00	午後・夜 間 13:00~ 22:00	全日 9:00~ 22:00
ホー ル	平日	10,000	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000
	土・日 祝日	12,000	12,000	18,000	24,000	30,000	42,000
会議室		1,000	1,000	1,500	2,000	2,500	3,500
研修室		1,000	1,000	1,500	2,000	2,500	3,500
和室1		1,000	1,000	1,500	2,000	2,500	3,500
和室2		1,000	1,000	1,500	2,000	2,500	3,500
ヤングルーム		1,000	1,000	1,500	2,000	2,500	3,500
講師控室		1,000	1,000	1,500	2,000	2,500	3,500
展示室		1,000	1,000	1,500	2,000	2,500	3,500
図書室（会議室 として利用の場 合）		1,000	1,000	1,500	2,000	2,500	3,500
調理実習室		1,000	1,000	1,500	2,000	2,500	3,500

ただし、ホールを練習又はリハーサルのために利用する場合は、当該使用料の半額とし、入場料等を徴収して催し等に利用する場合は、当該使用料の倍額を徴収する。

備考

1 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。

- (1) 入場料を徴収する場合
- (2) 会費又は協力費、会員制により、会員を招待する場合
- (3) 商品等の販売又は招待券を発行する場合
- (4) その他これらに準ずる場合

2 利用時間を超過して利用した場合

超過する時間1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、当該使用料(1時間当たりの使用料)の1.5倍(10円未満の端数は切り捨てる。)に相当する額とする。ただし、超過時間は、1時間以内とし、前後の区分帯を他の利用者に貸し出している場合は、超過使用は認めない。

夜間照明施設 (屋内ゲートボール場兼駐車場)	30分当たり 100円
---------------------------	-------------

使用料の還付率

還付率 部屋名	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 70	100 分の 50
ホール	公益上若しくは 管理上必要な場 合又は災害等で 利用できなくな った場合	利用日前 60 日 に当たる日の前 日までに、利用 取消届があった 場合	利用日前 60 日 に当たる日か ら、利用日前 30 日に当たる日の 前日までに利用 取消届があった 場合	利用日前 30 日に 当たる日から、利 用日前 10 日まで に利用取消届が あった場合
会議室、研修 室、和室 1、和 室 2、ヤングル ーム、講師控 室、展示室、図 書室、調理実習 室	〃	利用日前 7 日に 当たる日の前日 までに、利用取 消届があった場 合		利用日前 7 日に 当たる日から、利 用日前 2 日まで に利用取消届が あった場合